

## 訪問介護・介護予防訪問介護相当事業重要事項説明書

### 1、相談窓口

担当部署 ケアピース  
電 話 017-718-7130  
受付時間 午前9時00分～午後6時00分  
担当者 管理者 今 良仁  
ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

### 2、当事業所の概要

事業所名	ケアピース
所在地	青森市南佃2丁目18番地7
連絡先	017-718-7130
管理者	今 良仁
介護保険事業所番号	0270105489
営業日	月曜日から金曜日の平日(サービス提供は365日対応可) (但し、土日祝、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日を除く)
営業時間	午前9時00分～午後6時00分 (但し、電話などにより24時間連絡可能な体制とする。)
サービス提供時間	24時間対応
緊急時の連絡先	080-8207-6506
サービス実施区域	青森市全域

### 3、事業目的及び運営方針

本事業所は、要介護又は要支援状態又は事業対象者にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とします。

指定訪問介護においては、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。指定訪問介護の提供に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の内容を遵守し、事業を実施するものとします。

指定介護予防訪問介護相当事業においては、要支援者及び事業対象者の心身機能の改善、

環境調整等を通じて、要支援者及び事業対象者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、要支援及び事業対象者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者及び事業対象者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととします。指定介護予防訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業を実施するに当たり、要支援者及び事業対象者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者及び指定介護予防ケアマネジメント事業者へ報告することとします。指定介護予防訪問介護相当事業の提供に当たっては、要支援者及び事業対象者の心身の機能、環境状況等を把握し地域包括支援センター、保険・医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者及び事業対象者ができることは要支援者及び事業対象者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の内容を遵守し、事業を実施するものとします。

#### 4、職員体制 令和8年4月1日現在

職 種	常 勤	非常勤	兼務状況	業務内容
管理者	1名		サービス提供責任者 兼務	従業者の管理、申込に係る調整、業務の実施状況の把握等
サービス提供責任者	5名	0名	管理者兼務	訪問介護計画作成等
従業者	23名	4名		訪問介護の提供

#### 5、利用料金

\*平成30年度の介護保険制度改定により、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割です。

\* 介護度1・2・3・4・5の場合（単位数・利用料は特定事業所加算I20%含む）

		(単位数)	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	196	196円	392円	588円
	20分以上30分未満	293	293円	586円	879円
	30分以上1時間未満	464	464円	928円	1,392円
	1時間以上	680	680円	1,360円	2,040円

	1時間を超えて 30 分を増すごとに	98	98 円	196 円	294 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	220	220 円	440 円	660 円
	45 分以上	264	264 円	528 円	792 円
通院等乗降介助	1 回につき	116	116 円	232 円	348 円

- \* 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合 上記単位数の 25%増し
- \* 深夜(22:00～6:00)の場合 上記単位数の 50%増し
- \* 車両での移送による運賃 0 km以上1km以内 100 円  
以下 1 kmごとに 100 円加算

#### 【その他加算】

		(単位数)	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1 月につき	200	200 円	400 円	600 円
緊急時訪問介護加算	1 回につき(身体介護について算定)1 月につき	100	100 円	200 円	300 円
介護職員処遇改善加算(I)	1月につき利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数×28.7%				
特別地域加算	1月につき利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数×15.0%				
特定事業所加算 I	1回のサービスにつき利用者ごとに、介護報酬単位数×20.0%				

- \* 介護予防訪問介護相当事業の場合 1 月につき (単位数・利用料は特定事業所加算 I 20%含む)

		(単位数)	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービス I	週1回程度の訪問型サービスが必要な場合 (事業対象者・要支援1・2)	1,176	1,176 円	2,352 円	3,528 円
訪問型サービス II	週 2 回程度の訪問型サービスが必要な場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,349	2,349 円	4,698 円	7,047 円
訪問型サービス III	週 2 回を超える程度の訪問型サービスが必要な場合(要支援2)	3,727	3,727 円	7,454 円	11,181 円

【その他加算】

		(単位 数)	利用料		
			1割 負担	2割 負担	3割 負担
初回加算	1月につき	200	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算(I)	1月につき利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数×28.7%				
特別地域加算	1月につき利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数×15.0%				
特定事業所加算 I	1回のサービスにつき利用者ごとに、介護報酬単位数×20.0%				

\*ホームヘルパーが2名で訪問する必要がある場合は、利用者の同意を得た上で、2名分の料金をいただきます。

\*キャンセル期限までに申し出がなく、キャンセル期限以降に利用の中止を申し出された場合には、以下の表に基づくキャンセル料をいただきます。

(ただし、体調不良等やむを得ない理由がある場合にはキャンセル料は発生しません)

前日から当日9時までにご連絡があった場合	不要です
当日9時までにご連絡がなかった場合	当日のサービス提供利用料金の10割分

支払い方法は「現金」又は「振込み」の2通りです。

振込先銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通口座</li> </ul>
・ 青森みちのく銀行 松原通り支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口座番号 : 3091927</li> <li>・ 株式会社HHKピース 代表取締役 平井 芳和</li> </ul>

なお、振込みの場合、手数料は利用者の負担となり、払い込み用紙が領収書となりますので、当社にて振り込み確認でき次第、領収書発行致します。

6、サービス内容と禁止行為

身体介護	家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。
生活援助	家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。
通院等乗降介助	通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車又は降車の介助とあわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先もしくは外出先での受診等の

	手続きや移動等の介助を行います。
ホームヘルパーについて	サービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交代してサービスを提供します。利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なくご相談下さい。
サービス提供について	サービスは、訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当事業計画に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。(ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。) 当事業所を実習中の実習生と同行して訪問させていただく場合があります。ご理解とご協力をいただきますようお願い致します。
ホームヘルパーの 禁止行為	サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。 ① 医療行為 ② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受 ③ 利用者の家族等に対するサービス提供 ・ 利用者以外にかかる洗濯・調理・買物・布団干し ・ 利用者が使用する居室等以外の掃除 ④ 「日常生活」に該当しない行為 ・ 草むしり、花や植木の水やり、犬の散歩等ペットの世話等 ⑤ 「日常的に行われる家事」の範囲を超える行為 ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ・ 大掃除、窓ガラス拭き、床のワックスがけ ・ 室内外家屋の修理 ・ 植木の剪定等の園芸

## 7、緊急時の対応

サービス提供中に体調の変化などがあった場合は、予めお知らせいただいた緊急連絡先に連絡し、処置をご相談いたしますが、万一、連絡がとれない場合には訪問介護員の判断により救急車を呼ぶ等の処置をとらせていただく場合があります。  
また、利用者又は介護者の体調不良等、緊急かつ相当の理由があると判断される場合に、担当の介護支援専門員と相談の上で、サービスの提供が柔軟に行えるよう努めます。

緊急時の連絡先	住所：
	氏名： (続柄： )
	電話番号：
緊急時の対応可能時間帯	

## 8、事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、及び市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。  
また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。  
賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	サービス提供時の事故や移送中の事故等の場合

## 9、秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に対関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ⑤ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文

書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませ  
ん。

- ⑥ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの  
他、電磁的記録を含む。)については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際  
にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ⑦ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示するこ  
ととし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、停滞なく調査  
を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

## 10、衛生管理等

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 11、サービス内容に関する苦情

当事業所が提供したサービス、また居宅サービス計画に基づいて提供されたサービス  
について、苦情や相談があった場合には、速やかに対応いたします。

### (1) 当事業所の苦情相談窓口

担当部署	ケアピース
担当者	管理者 今 良仁
連絡先	017-718-7130

### (2) 介護保険サービスの苦情について

担当部署	青森市役所福祉部介護保険課
連絡先	017-734-5257
担当部署	青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課
連絡先	017-723-1301

## 12、虐待の防止に関する措置

事業所は、利用者には人権の擁護、虐待の発生又はその防止するため次の措置を講じま  
す。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが  
できるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知  
徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる装置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1 3、業務継続計画の策定

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当核業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- ③ 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 1 4、身体拘束等の原則禁止

事業所では原則としてご利用者様に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる時は、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲内で行う事がある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。また、身体拘束をなくす取り組みを積極的に行う。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事を防止する事が出来ない場合に限る。
- (3) 一時性…ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

15、ハラスメント対策の強化に関する事項

職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

説明日 令和 年 月 日

訪問介護及び介護予防訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 青森市南佃2丁目18番地7  
名称 訪問介護事業所 ケアピース  
説明者氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(代理人) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(続柄: \_\_\_\_\_)